

令和7年度

第17回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年10月27日

東松島市農業委員会

令和7年度第17回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年10月27日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	門馬 宏之	3番	大山 道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	大崎 康	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
5番	三浦 牧恵				

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
事務局長補佐	安 倍 浩 司
農地係長	齋 藤 武 信

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第17回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は16名中15名で
あります。定足数に達しておりますので、これより第17回東松島市農業委員会総会を開会いたしま
す。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28
条第3項の規定に基づき、2番門馬宏之委員、6番小岩敏幸委員のお二人を指名したいと思いますが、こ
れにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 貸貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、赤井字川前二14-1 外 計2筆のうち254.26㎡、解約届出日は令和7年9月9日、
公共買収（市道）のため貸貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字照井中68—1 外 計25筆で29,055㎡。20年間の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番 齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年10月19日。権利の種類は使用貸借権設定。理由は、経営移譲。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜の複合経営です。通作距離は、1km以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、遊休農地。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字寺52—1 外 計2筆で2,509㎡。売買による所有権移転となります。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番 熊谷奨委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年10月23日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手は後継者がいない。受け手は新規に農業がしたい。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、新規のため現時点で無です。通作距離は、約4.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、赤井字鷲塚40-1、838㎡。転用目的は、資材置場及び駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。永年の使用貸借権設定となります。位置図は5ページとなります。国道45号線の遊興施設の南側で、農地区分は、第2種農地であり、JRあゆみ野駅から1km以内で駅周辺の宅地化率が40パーセント以上を超えるということで、許可相当と宮城県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年10月25日。転用目的は、生家に隣接する畑を会社の駐車場及び資材置場として転用し貸したいため。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。

これもちまして、第17回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時44分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条
第3項の規定により署名する。

令和7年10月27日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 2番 川原 宏之

署名委員 6番 小岩 敏幸

